

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69

執行機関名 南相馬市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱(平成18年南相馬市告示第67号)による低所得者等に対する介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号) 別表2法によらない事務 第15の項 南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱(平成18年南相馬市告示第67号)による低所得者等に対する介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱(平成18年南相馬市告示第67号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この告示は、介護保険法施行時にホームヘルプサービスを利用していた低所得者等に対する法第8条第2項に規定する訪問介護、法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問介護、法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護又は法第115条の45第1項イ号に規定する第1号訪問事業(以下「訪問介護等」という。)に係る利用者負担について軽減を行うため、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱(平成18年南相馬市告示第67号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 1 号	南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱(平成18年南相馬市告示第67号)第4条
②事務の内容	介護保険法第三十六条の要介護認定又は要支援認定の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱(平成18年南相馬市告示第67号)第4条の訪問介護等利用者負担額減額認定証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 1 号	南相馬市介護保険の訪問介護等に係る低所得者等の利用者負担の軽減に関する要綱(平成18年南相馬市告示第67号)第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る他の市町村による <u>要介護認定(同法第十九条第一項の要介護認定をいう。)</u> 又は <u>要支援認定(同条第二項の要支援認定をいう。)</u> に関する情報	当該申請を行う者に係る <u>介護保険法第十九条第一項の要介護認定に関する情報</u>
備考		